

(趣旨)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象及び火災(以下「災害」という。)により被害を受けた世帯又は世帯員に対する災害見舞金(以下「見舞金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 見舞金は、災害により住家に被害を受けた世帯又は死亡若しくは傷害を受けた住民(以下「被災世帯等」という。)を対象とし、当該世帯主(世帯主死亡の場合はその遺族)に支給するものとする。

2 前項に定める世帯の世帯員及び住民は、現に本市に住所を有し本市の住民基本台帳に記録された者でなければならない。

(平24告示308・一部改正)

(決定)

第3条 市長は、被災世帯等があると認めるときは、遅滞なく必要な調査をし、被災世帯等被害状況調査書(別記様式)を作成するとともに、当該調査に基づき見舞金支給の可否を決定するものとする。

(支給額)

第4条 見舞金の支給額は、次の表に定めるところによる。

被害の状況		見舞金額	
		一般世帯	一人世帯
住家の全壊		50, 000円	30, 000円
住家の半壊		30, 000円	20, 000円
住家の全焼		50, 000円	30, 000円
住家の半焼		30, 000円	20, 000円
床上浸水		20, 000円	10, 000円
死亡		1人につき 100, 000円	
傷害	1月以上の入院を要すると診断された傷害	1人につき 50, 000円	
	2週間以上1月未満の入院を要すると診断された傷害	1人につき 20, 000円	
備考 一般世帯とは一人世帯以外の世帯をいう。			

(支給の制限)

第5条 市長は、災害による被害が次の各号の一に該当するとき、見舞金を支給しないことができる。

(1) 世帯員又は同居している者の故意又は重大な過失によるとき。

(2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けたとき。

(3) 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年千葉県総合事務組合条例第1号)の適用を受けたとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年12月25日告示第297号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の市原市災害見舞金支給に関する要綱の規定は、昭和62年12月17日から適用する。

附 則(平成6年3月31日告示第35号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日告示第116号)

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の告示の規定により作成された様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成24年7月6日告示第308号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。